

事務連絡  
令和 4 年 3 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校事務主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課

高校の 1 人 1 台端末環境整備に向けた OS 事業者説明会について（周知）

平素より、学校における教育の情報化に関して御尽力いただき感謝申し上げます。

文部科学省では、高校の 1 人 1 台端末環境に向けた整備を推進しているところ、令和 4 年 2 月 4 日に「高等学校における学習者用コンピュータの整備状況について（令和 4 年度見込み）」を公表したところです。（文科省 HP :

[https://www.mext.go.jp/content/20220204-mxt\\_shuukyo01-000003278\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220204-mxt_shuukyo01-000003278_001.pdf)）

当該調査において、24 都道府県が設置者負担を原則とした整備、23 都道府県が保護者負担を原則とした整備を進めていることが明らかになったところですが、具体的な端末整備や利活用を見据えた取組を支援するため、一般社団法人 ICT CONNECT21 との共催により下記のとおり「高校の 1 人 1 台端末環境整備に向けた OS 事業者説明会」をオンラインにて実施いたします。

詳細は下記参照の上、参加を希望される場合には所定の方法により申込みいただくようお願いします。

なお、上記調査では都道府県及び政令指定都市について整備状況を調査したところですが、今後、必要に応じて市町村立高等学校についても調査を実施することを検討していますので、あわせてご承知おき願います。

このことについては、都道府県・指定都市教育委員会においては、所管の高等学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校事務主管課においては、所轄の学校法人等を通じて、その設置する高等学校等に対して、国公立大学法人においては、その設置する附属高等学校等に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の株式会社立学校事務主管課においては、所轄の学校設置会社及び高等学校等に対して、必要に応じて周知するようお願いします。

## 記

### 【高校の1人1台端末環境整備に向けたOS事業者説明会】

#### 1. 日時

令和4年3月16日（水）15:30～17:00

#### 2. 対象

- ・都道府県及び市町村教育委員会等の高等学校等設置者
- ・高等学校等の教職員

#### 3. 概要（予定）

- ① 開会
- ② 高校の1人1台端末整備についての説明（文部科学省）（15分程度）
- ③ 各OS事業者からの説明（各20分程度ずつ）
- ④ 質疑応答（10分程度）
- ⑤ その他

\*当日は、文部科学省による行政説明の他、各OS事業者からの端末整備に係る説明や端末利活用の事例等の情報提供を行います。

特に、各自治体や学校において端末整備を進める上で具体的な導入方法や活用の検討を進めている学校関係者等におかれては積極的な参加をお願いいたします。

#### 4. 参加・視聴方法

下記URL又はQRコードより、令和4年3月15日（火）17:00までに参加申込をお願いします。

説明会はZoomウェビナーにて実施し、後日アーカイブ動画として3月中を目途に限定公開することを予定しております。

▽参加申込URL（ICT CONNECT21 HP）

<https://pro.form-mailer.jp/fms/9f2727b6250173>

▽QRコード



<本件担当>

文部科学省 初等中等教育局修学支援・教材課  
情報企画推進係 <sup>おくす</sup>小楠、中山

TEL:03-5253-4111(内線3148)、03-6734-3148

E-mail: [shugaku-kyozai@mext.go.jp](mailto:shugaku-kyozai@mext.go.jp)